

## 20. 条例・規則

### ○香芝市民図書館条例

平成4年3月25日

条例第6号

(目的)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として、香芝市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置             |
|---------|----------------|
| 香芝市民図書館 | 香芝市藤山一丁目17番17号 |

(損害の賠償)

第3条 利用者の責に帰すべき事由により、建物、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

### ○香芝市民図書館条例施行規則

平成4年3月25日

教育委員会規則第2号

改正 平成10年3月27日教育委員会規則第6号

平成11年3月5日教育委員会規則第7号

平成15年2月27日教育委員会規則第2号

平成17年7月1日教育委員会規則第4号

平成24年1月25日教育委員会規則第1号

平成25年3月29日教育委員会規則第4号

平成27年9月30日教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、香芝市民図書館条例(平成4年条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 香芝市民図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、視聴覚資料等の図書館資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の館内利用及び貸出し
- (3) 読書案内及び参考業務
- (4) 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報及び参考資料を紹介及び提供
- (7) 他の図書館、学校、博物館、公民館、研究機関等との連絡及び協力
- (8) 市内学校図書館との連絡提携
- (9) 読書団体との連絡及び協力並びに当該団体の活動の促進
- (10) 郷土資料の収集及び提供

- (11) 移動図書館の運営
- (12) その他図書館の運営上必要な事業

(平 15 教育委員会規則 2・平 25 教育委員会規則 4・一部改正)

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 7 時まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあつては午後 5 時まで)とする。ただし、香芝市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平 15 教育委員会規則 2・平 24 教育委員会規則 1・一部改正)

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- (3) 館内整理日(毎月第 1 木曜日。ただし、当該日が休日又は前 2 号の規定による休館日に当たるときは、第 2 木曜日とする。)

- (4) 特別整理期間(委員会が定める年間 14 日以内の期間)

(平 15 教育委員会規則 2・平 27 教委規則 12・一部改正)

(入館の制限)

第 5 条 委員会は、公益の維持管理上の必要があるとき又は施設若しくは資料の保全に支障があると認められるときは、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項)

第 6 条 入館者は、図書館内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 館内においては、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) その他館長の指示すること。

(利用の制限)

第 7 条 委員会は、条例又はこの規則に違反した者に対しては、図書館資料の利用を一時停止若しくは禁止し、又は退館させることができる。

(平 27 教委規則 12・一部改正)

(個人の登録)

第 8 条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 奈良県内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する事業所に勤務する者
- (3) 市内に所在する学校に在学する者
- (4) その他委員会が適当と認める者

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、図書館利用者カード申込書(第 1 号様式。以下この条において「申込書」という。)に必要事項を記入の上、住所、氏名、勤務先等を確認できる書類(以下「確認書類」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、申込書及び確認書類の内容を審査し、適当と認めたときは、図書館資料の貸出しを受けることができる者として登録し、図書館利用者カード(第 2 号様式。以下「カード」という。)を前項に規定する提出者に交付する。

4 登録の有効期間は、登録の日から起算して 5 年を経過した日の属する月の月末までとする。

5 登録の更新の申込みは、有効期間の満了の日の 6 月前からすることができる。この場合において、更新の手続きについては、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

6 第 3 項の規定によりカードの交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに委員会に届け出なければならない。

(平 15 教育委員会規則 2・全改、平 24 教育委員会規則 1・平 27 教委規則 12・一部改正)

(団体の登録)

第 9 条 図書の貸出しを受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校
- (2) 市内に所在する社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する社会福祉事業を行う施設
- (3) 市内で読書活動を行う地域団体
- (4) その他委員会が適当と認める団体

- 2 図書の貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ、団体貸出登録申込書(第 3 号様式。以下「団体登録申込書」という。)に必要事項を記入の上、当該団体の代表者、構成員、内容等に関する事項を確認できる書類(以下「団体確認書類」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、団体登録申込書及び団体確認書類の内容を審査し、適当と認めたときは、図書の貸出しを受けることができる団体として登録し、カードを当該団体に交付する。
- 4 登録の有効期間は、登録の日から起算して 1 年を経過した日の属する月の月末までとする。
- 5 登録の更新の申込みは、有効期間の満了の日の 3 月前からすることができる。この場合において、更新の手続きについては、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 6 第 3 項の規定によりカードの交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、団体登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに委員会に届け出なければならない。

(平 15 教育委員会規則 2・全改、平 24 教育委員会規則 1・平 25 教育委員会規則 4・平 27 教委規則 12・一部改正)

(カードの譲渡等の禁止)

第 10 条 登録者及び登録団体(以下「登録者等」という。)は、カードを他人に譲渡し、貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

- 2 カードが登録者等以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者等が負うものとする。

(平 27 教委規則 12・一部改正)

(カードの再交付)

第 11 条 登録者等は、カードを紛失又はき損したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 委員会は、前項の届出があったときは、カードの再交付を行うことができる。ただし、登録者等が故意にカードを紛失又はき損した場合等においては、委員会は、カードの再交付を拒否し、又はカードの再交付にかかる費用の実費を徴収することができる。
- 3 前項の規定に基づくカードの再交付の手続については、個人にあっては第 8 条の規定を、団体にあっては第 9 条の規定を準用する。

(平 27 教委規則 12・一部改正)

(登録者等への貸出し)

第 12 条 登録者等は、カードを提出して図書館資料の貸出しを受けることができる。

- 2 委員会は、図書館資料のうち貴重なもの、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に違反するおそれのあるもの、個人の情報に関するもの等貸出すことが不適当と認めるものについては、その貸出しを禁止することができる。
- 3 登録者への図書館資料の貸出期間は、2 週間以内とし、貸出しを受けることができる図書館資料は、図書については 1 人につき 10 冊以内、視聴覚資料については 1 人につき 4 点以内とする。
- 4 登録団体への図書の貸出期間は、4 箇月以内とし、貸出しを受けることができる図書は、1 団体につき 400 冊以内とする。
- 5 前 3 項に基づく貸出しの制限の内容については、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平 11 教育委員会規則 7・平 15 教育委員会規則 2・平 17 教育委員会規則 4・平 25 教育委員会規則 4・平 27 教委規則 12・一部改正)

(貸出しの停止等)

第 13 条 委員会は、図書館資料の貸出しを受けた登録者等が貸出期間内に返却しないときは、新たな貸出し、予約の受け付けの停止又は登録の取消し等を講じることができる。

(平 24 教育委員会規則 1・全改、平 27 教委規則 12・一部改正)

(図書館資料の複写)

第 14 条 図書館資料(視聴覚資料を除く。)の複写を依頼しようとする者は、図書複写(コピー)申込書(第 4 号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 図書館資料の複写は、その一部分の複写とし、1 人につき 1 部とする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、複写をすることができない。

(1) 著作権法に違反するおそれがあると認められるもの

(2) 複写により損傷を生じるおそれがあるもの

(3) その他委員会が複写することを不適当と認めたもの

4 複写のための必要な経費は、申込者の負担とする。

(平 15 教育委員会規則 2・平 27 教委規則 12・一部改正)

(寄贈及び寄託)

第 15 条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託を受けた図書館資料は、特別の場合のほか、図書館の所有する資料と同一の取扱いをする。

3 寄贈又は寄託に要する費用は、原則として寄贈者又は寄託者の負担とする。

4 寄託を受けた図書館資料の損傷又は滅失については、図書館はその責めを負わないものとする。

(平 27 教委規則 12・一部改正)

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 12 条の規定は、平成 17 年 9 月 1 日以後に行う登録者等への貸出しについて適用し、同日前に行った登録者等への貸出しについては、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年教育委員会規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市民図書館条例施行規則第 8 条第 2 項及び第 9 条第 3 項の規定により貸出しの登録を受けている者及び団体(以下「登録者等」という。)については、平成 24 年 4 月 1 日において新たに貸出しの登録を受けた者及び団体とみなして、改正後の香芝市民図書館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 8 条及び第 9 条の規定を適用する。

3 改正後の規則第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、登録者等のうち、改正後の規則第 8 条第 1 項各号及び第 9 条第 1 項各号に該当しない者及び団体の貸出しの登録については、平成 24 年 9 月 30 日まで、なおその効力を有する。

附 則(平成 25 年教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の香芝市民図書館条例施行規則第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の貸出しについて適用し、同日前の貸出しについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている図書館利用者カードは、その登録の有効期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 27 年教育委員会規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市民図書館条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

※以下の様式は掲載省略

第 1 号様式(第 8 条関係)

(平 27 教委規則 12・全改)

第 2 号様式(第 8 条関係)

(平 25 教育委員会規則 4・全改)

第 3 号様式(第 9 条関係)

(平 27 教委規則 12・全改)

第 4 号様式(第 14 条関係)

(平 10 教育委員会規則 6・平 15 教育委員会規則 2・一部改正)